

入札参加申請書

平成 年 月 日

松山市長 野志 克仁 様

(〒 -)

住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

及び代表者名 _____ ⑩

電話番号 () - _____

担当者 氏 名 _____

電話番号 _____

FAX 番号 _____

募集要項の各条項を承知の上、自動販売機の設置に伴う売上手数料に係る入札（まつやま・ほりえ海の駅「うみてらす」休憩所施設東側）について、次のとおり参加したいので、必要書類及び誓約書（裏面）を添えて申請します。

入札名：まつやま・ほりえ海の駅「うみてらす」における清涼飲料水等自動販売機設置

提出書類（提出する書類に☑をつけること）

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申請書（本申請書）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	身分証明書（市町発行のもの）		<input type="checkbox"/>
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/>	
④	確定申告書（写）		<input type="checkbox"/>
⑤	松山市税の完納証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	印鑑証明書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	設置する自動販売機のカatalog	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	災害時における飲料水の提供に関する協定の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【②、③、⑤、⑥については、発行後3ヶ月以内の原本とする。】

※裏面に誓約書があります。

誓約書

下記の事項について、事実と相違ないことを誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して松山市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

1. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しません。
はい いいえ
2. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しません。 はい いいえ
3. 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員ではありません。
はい いいえ
4. 法人にあつては松山市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては松山市内で継続して 1 年以上事業を営んでいます。 はい いいえ
5. 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有しています。
はい いいえ
6. 松山市税を滞納していません。 はい いいえ
7. 松山市と災害時における飲料水の提供に関する協定を結んでいます。または、協定を結ぶことが可能です。 はい いいえ

該当する箇所に☑をつけてください。

注：一つでも、いいえに☑があった場合、入札の参加資格はありません。

《このページについては提出不要です。》

(関係法令等抜粋)

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(抄)

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)(抄)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 2 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 3 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 4 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。
- 5 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 7 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 8 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

第32条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようにするための措置を講ずるものとする。

- 1 指定暴力団員
- 2 指定暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- 3 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの
- 4 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(前号に該当するものを除く。)